平成２８年（フ）第４９号
茨城県下妻市横根248番地
債務者　浅野　茂信
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３８８号
さいたま市北区宮原町１丁目645番地　コートハイム宮原202
債務者　星野　朋子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
埼玉県新座市大和田５丁目16番２号　コーポ富士見202号
債務者　小宮多美子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２１号
埼玉県蕨市北町１丁目17番21号　渡辺ハイツ201号
債務者　新井　正次
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
千葉県君津市郡２丁目10番10号
債務者　守屋　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３８号
長野県須坂市大字米持285番地４
債務者　藤本　雪子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
長野市大字北長池1653番地９　サンディ長池ハイツ103号室
債務者　長間　泰彦
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９０号
岐阜県関市栄町３丁目13番５号
債務者　後藤　理人
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１１１号
愛知県瀬戸市若宮町３丁目117番地の３、前住所岐阜県下呂市金山町祖師野199番地15
債務者　長谷部澄子
1　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２１号
岐阜県可児市矢戸646番地１
債務者　阿南喜代美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第５０号
滋賀県近江八幡市鷹飼町1210番地
債務者　井狩しのぶ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５７号
滋賀県彦根市古沢町912番地５
債務者　三上急便こと　三上　昇一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第８号
滋賀県長浜市弥高町288番地　むくの木はうす壱番館１－Ｂ号室　古田方
債務者　安岡　了一
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
兵庫県姫路市勝原区宮田734番地22
債務者　三木　明子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７１号
奈良県桜井市大字阿部672番地　306号
債務者　奥井　守正
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
奈良県山辺郡山添村切幡1432番地118　大和高原太陽の家、住民票上の住所奈良市七条１丁目36番37号　サン・ドミール101号
債務者　吉村　明美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０号
福岡県八女市立花町山崎2296番地２
債務者　甲木　剛友
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所八女支部